# 本号で公布された法令のあらまし

◇**地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律**（法律第一八号）（環境省）

1　定義の追加

㈠　地球温暖化の定義に海水の温度の追加的な上昇を加えることとした。（第二条第一項関係）

㈡　温室効果ガスの定義に三ふっ化窒素を加えることとした。（第二条第三項関係）

2　地球温暖化対策計画

㈠　政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を定めなければならないものとすることとした。（第八条関係）

㈡　政府は、少なくとも三年ごとに、我が国における温室効果ガスの排出及び吸収の量の状況その他の事情を勘案して、地球温暖化対策計画に定められた目標及び施策について検討を加えるものとすることとした。（第九条関係）

3　地球温暖化対策推進本部の所掌事務の改正

地球温暖化対策計画の案の作成及び実施の推進に関することを地球温暖化対策推進本部の所掌事務とすることとした。（第一一条関係）

4　施行期日（附則関係）

㈠　この法律は、公布の日から施行することとした。

㈡　ただし、温室効果ガスの定義に三ふっ化窒素を加える改正規定は、平成二七年四月一日から施行することとした。

---

◇**独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律**（法律第一九号）（財務省）

1　独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の廃止（本則関係）

独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）は、この法律の施行の時において解散するものとし、㈡の国が承継する資産を除き、その資産及び債務は、承継計画書に定めるところに従い、その時において出資地方公共団体及び基金承継人が承継することとした。

㈡　この法律による廃止前の独立行政法人日本万国博覧会記念機構法第一一条第二項に規定する第一号勘定に属する資産のうち、附則別表に掲げる土地及び政令で定める金額に相当する金銭は、承継計画書に定めるところに従い、機構の解散の時において国が承継することとした。

3　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から二年以内で政令で定める日から施行することとした。

---

◇**国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第一五七号）（総務省）

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第九六号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、平成二五年一一月一日とすることとした。ただし、同法第一条中国家公務員退職手当法（昭和二八年法律第一八二号）目次の改正規定及び同法第二章中第八条の次に一条を加える改正規定の施行期日は、平成二五年六月一日とすることとした。

---

◇**国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令**（政令第一五八号）（総務省）

1　募集実施要項の記載事項

㈠　国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第九六号）第一条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（昭和二八年法律第一八二号。以下「法」という。）第八条の二第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項等とすることとした。（第九条の五第一項関係）

(1)　募集の対象となるべき職員の範囲

(2)　認定又は認定をしない旨の決定に係る通知の予定時期

(3)　3㈡に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び応募上限数

(4)　その他総務省令で定める事項

㈡　各省各庁の長等は、募集実施要項に1㈠(1)に掲げる職員の範囲を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に一を加えた人数以上となるようにしなければならないこととした。（第九条の五第二項関係）

㈢　各省各庁の長等は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならないこととした。（第九条の五第三項関係）

2　懲戒処分から除かれる処分

法第八条の二第三項第四号に規定する政令で定めるものは、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分とすることとした。（第九条の六関係）

3　募集の期間の延長等に係る手続

㈠　各省各庁の長等は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができることとした。（第九条の七第一項関係）

㈡　各省各庁の長等が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとすることとした。（第九条の七第三項関係）

4　退職すべき期日の変更に係る手続

各省各庁の長等は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定応募者が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、総務省令で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該繰上げ又は繰下げができることとした。（第九条の八関係）

5　その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者から、勧奨を受けて退職した者及び定員の減少若しくは組織の改廃又は勤務していた官署若しくは事務所の移転により退職した者を除外し、次に掲げる者を追加することとした。（第三条及び第四条関係）

㈠　定年の定めのない職を職員の配置等の事務の都合により退職した者

㈡　任命権者又はその委任を受けた者がその任命を行うに際し各議院の議長の同意、内閣の承認等を得た職を職員の配置等の事務の都合により定年に達する日前に退職した者

㈢　内閣がその任免を行う検察庁法（昭和二二年法律第六一号）第一五条第一項に規定する職を職員の配置等の事務の都合により定年に達する日前に退職した者

㈣　会計検査院長が会計検査院法（昭和二二年法律第七三号）第一四条第一項の規定により検査官の合議で決するところによりその任免及び進退を行う職（事務総局に置かれる事務総長、事務総局次長及び局長並びに事務総局に置かれる官房に置かれる総括審議官の職に限る。）を職員の配置等の事務の都合により定年に達する日前に退職した者

㈤　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成一八年法律第五一号）第三一条第一項に規定する実施期間の初日以後一年を経過する日までの期間内に、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて同項に規定する対象公共サービス従事者となるために退職した者

6　各省各庁の長等は、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者（任期を終えて退職した者を除く。）の退職の理由について、総務省令で定めるところにより、記録を作成しなければならないこととした。（第四条の二関係）